

平成28年度第1回
瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

次 第

日時 平成28年8月3日 14:00～
場所 保健センター3階大会議室

1. 委員自己紹介 資料1

2. 会長・副会長選出

議事事項

3. 見直し、評価にかかる経緯について 資料2

4. 推進会議の運営・スケジュールについて
資料3-1
資料3-2
資料3-3
資料4

5. 総合戦略掲載事業一覧及び2次評価について
資料5
資料6

6. その他

次回開催日 9月1日(木) 14時～ 保健センター3階第1会議室

【配付資料】

資料1 平成28年度瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員
資料2 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理
資料3-1 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱
資料3-2 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議運営規程
資料3-3 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議傍聴規程
資料4 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定スケジュール
資料5 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業一覧
資料6 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価シート

参考資料 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略
参考資料 国の総合戦略概要
参考資料 第6次瑞浪市総合計画

平成28年度瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員

役職	分野	選出区分	氏名	備考
	「産」	瑞浪商工会議所	橋本 孝晴	専務理事
	「官」	瑞浪市総務部長	正村 和英	市役所
	「学」	岐阜県立瑞浪高等学校	小池 泰彦	校長
		中京学院大学	今井 浩光	瑞浪学生支援部 部長
	「金」	株式会社十六銀行	加藤 守	支店長
		株式会社大垣共立銀行	柴田 勝久	支店長
		東濃信用金庫	西尾 隆吏	支店長
		陶都信用農業協同組合	大竹 和夫	東部統括部 統括長
	「労」	瑞浪市PTA連合会	宮村 幸代	明世小 母親委員長
			加藤 映里子	陶小 母親委員長
		連合岐阜東濃地域協議会	安藤 雅子	瑞浪市職員 労働組合連合会
	「言」	おりベネットワーク株式会社	加納 明子	アナウンサー
	公募	公募委員	鈴木 紀康	候補者公募
			安藤 まさ枝	候補者公募

※14名

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について

1 経緯

- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年10月に「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「瑞浪市版総合戦略」という。）を策定した。
- 瑞浪市版総合戦略を効果的・効率的に推進していくためには、各分野の外部有識者の参画が不可欠である。その手法について、次のとおり国から方針が示されている。これに従い、進行管理を行うこととする。

7. PDCA サイクルの確立

7-1 PDCA サイクル

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、従来の政策の反省の上に立ち、PDCA サイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくこととなります。

PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

7-2 外部有識者の参画

総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、推進組織（幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織）などを活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

地方版総合戦略策定のための手引きより（H27.1 内閣府地方創生推進室）

2 効果検証

- 第6次瑞浪市総合計画（実施計画）の事業評価を活用し効率的な検証を行う。

- 1次評価

各担当課において、瑞浪市版総合戦略の全事業について、重要業績評価指標（KPI）の実績値による事業効果と KPI の達成度に対する評価を行う。また、実績値を踏まえた事業の今後の方針を示す。

○ 2次評価

1次評価から主な事業を抜粋し、産官学金労言及び公募委員により構成される「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」（委員14名：別紙資料1参照）により、1次評価と同様な評価を行う。（別紙資料6参照）

3 瑞浪市版総合戦略のフォローアップ

- 「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」にて、瑞浪市版総合戦略全体のマネジメントサイクルに基づくフォローアップとその見直しについて議論し、今後の方針をまとめる。
- 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議は、7月から10月までの期間で、年4回程度開催する。※報酬（5,000円/回）

4 スケジュール（別紙資料4参照）

- 6月 ・ 1次評価（各担当課評価）～7月中旬
- 7月 ・ 戦略推進本部、庁議、部課長会議
- 8月 ・ 第1回瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
 （要旨説明）
- 9月 ・ 第2回瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
 （効果検証）
 ・ 第3回瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
 （効果検証）
- 10月 ・ 第4回瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
 （瑞浪市版総合戦略効果検証報告書作成）
- 11月 ・ 瑞浪市総合戦略（改訂版）のパブリックコメント
- 12月 ・ 瑞浪市版総合戦略（改訂版）策定
 ・ 戦略推進本部報告
 ・ 庁議報告
 ・ 全協報告
 ・ 市HP公表

○瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

平成27年3月26日訓令甲第6号

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るため、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について評価及び検討し、必要な意見を市長に述べるものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、14人以内とし、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の推薦を受けた者
- (2) 産業・経済関係団体の推薦を受けた者
- (3) 教育関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月15日から施行する。

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱第7条の規定による推進会議の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録等)

第4条 会長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

(会議の規律)

第5条 何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月18日から施行する。

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議運営規程第3条の規定による推進会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申し出)

第2条 会議を傍聴しようとするもの（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名、住所を受付簿に記載しなければならない。

2 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、会議の会場に入場することができない。

(1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
(第4条第1項の規定により撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない

(2) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明

してはならない。

- (3) ビラ等を配布してはならない。
- (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたててはならない。
- (5) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしてはならない。
- (6) 帽子、外とう、えり巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (8) みだりに席を離れてはならない。
- (9) 審議中は、みだりに入退室をしてはならない。
- (10) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (11) 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- (12) その他会議の会場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 傍聴人が、前項の規程に違反し会議の会場の秩序を乱す恐れのあるときは、会長は退場を命じることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月18日から施行する。

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理スケジュール(案)

	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
企画政策課(事務局)			↓ KPI等評価各課題照会、推進会議委員開催案内 ↓ KPI等評価各課題照会、推進会議委員開催案内																											
総合戦略推進本部 (庁議)						↑ 各課回答まとめ																								
総合戦略推進会議 (効果検証・戦略改訂)								① 推進会議 要旨説明		② 推進会議 効果検証		③ 推進会議 効果検証		④ 推進会議 報告書																
各事業担当課			KPI等評価回答																											
全員協議会																														
広報・ホームページ																														
パブリックコメント (総合戦略改訂について)																														

※毎年ルーティン

担当課	担当者	委員氏名
-----	-----	------

1. 事業概要

総合戦略体系	基本目標	戦略
	事業名	
	事業期間	
	重要業績評価指標	
実施事業 (Plan)	指標	事業内容
	目標指標値	
予算科目	項目	事業コード
	款	
	目	事業名
	額	予算額(千円)

2. 事業評価

年度	決算額	投入コスト(千円)			総合計	KPI	
		国庫支出金	県支出金	地方債		一般財源	目標指標値(再掲)
27							
28							
29							
30							
31							
効果検証	実施状況(Do)						
	問題・課題(Check)						
評価	観点	担当課(1次評価)			総合戦略推進会議(2次評価)		
	事業効果	評価点	今後の方針	今後の方針の理由	評価点	今後の方針	今後の方針の理由
	目標達成度						
	総合戦略推進会議(意見)						

評価点(目安)	事業効果	<p>4: 事業は地方創生に非常に効果的であった(指標が目標値を上回ったなど)</p> <p>3: 本事業は地方創生に相当程度効果があった(目標値を上回ったことはなかったものの目標値を相当程度(7割~8割)達成したなど)</p> <p>2: 本事業は地方創生に効果があった(目標値を上回ったことはなかったものの事業開始前よりも改善したなど)</p> <p>1: 本事業は地方創生に対して効果がなかった(実績値が本事業開始前の数値よりも悪化しているなど)</p>
数字は評価点を表す	目標達成度	<p>2: 事業が地方版総合戦略のKPI達成に有効であった</p> <p>1: 事業は地方版総合戦略のKPI達成に有効とは言えなかった</p>
今後の方針(目安)	今後の方針(目安)	<p>・事業が効果的であったことから取組の追加等更に発展させる(追加発展)</p> <p>・事業内容の見直し(改善)を行う(または、行った)(原直し改善)</p> <p>・特に見直しをせず事業を継続する(事業の継続)</p> <p>・継続的な事業実施を予定していたが中止した(事業の中止)</p> <p>・当初予定通り事業を終了した(事業終了)</p>